

在宅看護センターグロース唯 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人グロース唯(以下「本事業者」という。)が設置する在宅看護センターグロース唯(以下「本事業所」という。)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅看護センターグロース唯
- (2) 所在地 神奈川県川崎市多摩区柊形2丁目24-6-202

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤職員1名 看護師と兼務)

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

管理者は、主治医の指示書及び介護予防サービス計画(以下「介護予防ケアプラン」という。)に基づき、適切な指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業員に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護職員等 看護師5名(常勤職員3名:内1名管理者と兼務、非常勤職員3名)

看護師は主治医の指示書と居宅介護サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供する。当該計画に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書とし、作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始の12月31日～1月3日は休業
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間: 午前9時30分から午後17時30分までとする。
- (4) 連絡体制など: 24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 病状・障害のフィジカルアセスメントによる病気の悪化予防
- (2) 食事(栄養)・排泄・入浴・睡眠などの医療的視点を含めた日常生活支援とセルフケア
- (3) 口腔ケア、栄養、社会参加を重視したフレイル対策等を含む予防的ケア
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) 治療や生活などのお困りごとに対する相談やサポート支援
- (6) 尿道留置カテーテル等の管理、在宅中心静脈栄養、胃瘻、在宅酸素療法、在宅人工呼吸器療法などの医学的管理
- (7) 認知症予防と認知症ケア
- (8) 緩和ケア
- (9) 精神疾患の看護

2、その他

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付。

計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプランに沿って、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者又はその家族に説明し、提供するものとする。

(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護を行う。

(3) 訪問看護報告書の作成を行う。

(4) 主治医、地域包括ケアセンター等との必要な連携。

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業を提供した場合の、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 事業を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額とする。

4 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 350円/回

② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 800円/回

5 死後のケアの料金は、1万6500円とする。

6 サービス提供時間が1時間30分を超過する場合は、超過分30分につき5000円とする。

6 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川崎市(うち多摩区、麻生区、宮前区、高津区)、東京都狛江市、調布市一部、稲城市一部の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、指示を、求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生防止策及び事故発生時の対応方法)

第 10 条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い保険サービスを提供する為に、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の原則の禁止)

第 15 条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

二 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

三 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年6回

2 本事業所の従業者にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

3 本事業所は訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人グロース唯とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019 年12月1日から施行する。

この規定は、2024 年 6 月 1 日から施行する。